

第 114 回看護師国家試験対策 冬期講習テキスト

補 足

東京アカデミー教材作製部門

<2025 年 1 月 17 日判明分：該当箇所>

●解答・解説冊子 p.46 問題 136

選択肢 1 の解説が不十分であったため、補足いたしました。以下のものと差し替えてください。

1. ○ Aさんは60歳で介護保険の第2号被保険者であるが、頸髄損傷は介護保険の特定疾病に含まれていないため、要介護認定を受けることができない。したがって訪問看護は医療保険からの給付となる。なお、訪問看護には介護保険から給付されるものと、医療保険から給付されるものがある。要介護認定を受けている場合は原則として介護保険が優先となるが、要介護認定を受けていても、厚生労働大臣が定める疾病等（末期がん・頸髄損傷など）や特別訪問看護指示書が出た場合は、医療保険が優先となる。